「小氏) 「小氏) 「小氏)	こうかん 十つ 法で
昭和二十一年八月二十一日	ようと決意した。 我らは、平和を維持し、専制と 隷
芦田	と偏狹を地上から永遠に拂拭しようと努めてゐる國際素
	伍して、名譽ある地位を占めたいものと思ふ。 我ら
〔別紙〕	の國の國民が、ひとしく恐怖と缺乏から解放され、平和のう ^{免かれ、}
(小字及び は委員會修正)	ちに生存する權利を有することを確認する。
日本國憲法	我らは、いづれの國家も、自國のことのみに專念して他國
日本 國會に おける 正 當 に 選擧 された 〇 代表者 を 通 『 『 『 『 『 『 『 『 『 『 『 『	を無視してはならぬのであつて、政治道徳の法則は、普遍的
じて、 我ら自身と子孫のために、 諸國民との間に平和的協力 「 蜀し、おれらとおれらの 協和による成果と、 協和による成果と、 	なものであると信ずる。この法則に從ふことは、自國の主權
を成立させ、日本國全土にわたつて自由の福祉を確保し、政 もかが	を維持し、他國と對等關係に立たうとする各國の責務である
府の行爲によって再び戰爭の慘禍が發生しないやうにするこ	と信ずる。
とを決意し、ここに國民の總意が至高なものであることを宣	日本國民は、國家の名譽に 懸け、全力をあげてこの高遠な
言し、この憲法を確定する。そもそも國政は、國民の崇高な	主義と目的を達成することを誓ふ。
信託によるものであり、その權威は國民に由來し、その權力	第一章 天皇
は國民の代表者がこれを行ひ、その利益は國民がこれを	第一條 天皇は、日本國の象徴であり日本國民統合の象徴で
Jれは人類普遍	あつて、この地位は、○日本國民の <u>至高の</u> 總意に基く。 ^{主權の存する}
法は、この原理に基く。ものである。我らは、この憲法に反	第二條 皇位は、世襲のものであつて、國會の議決した皇室

- 1 -

	と承認を必要とし、内閣が、その責任を負ふ。 第四條 天皇は、この憲法の定めるところにより、その權能を委任す ることができる。 第二條 皇室典範の定めるところにより、その權能を委任す 第二條 皇室典範の定めるところにより、その權能を委任す 第二頃の規定を準用する。 第七條 天皇は、内閣の助言と承認により、國民のために、 大皇は、内閣の助言と承認により、國民のために、 本の國務を行ふ。 一 憲法改正、法律、政令及び條約を公布すること。 二 國會を召集すること。 二 國會を召集すること。 二 國會を召集すること。
ण 言 六 全	第三條 天皇の <mark>國務</mark> に關するすべての行爲には、内閣の助言 興 ^興 の定めるところにより、これを繼承する。

六 全	大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復權を認證す全權委任状及び大使及び公使の信任状を認證すること。
る	る い と 。
七	榮典を授與すること。
八	批准書及び法律の定めるその他の外交文書を認證する
こ	یے رے م
九	外國の大使及び公使を接受すること。
+	儀式を行ふこと。
八條	皇室に財産を譲り渡し、又は皇室が、財産を譲り受
け	若しくは賜與することは、國會の議決に基かなければ
ならな	ない。
九 條	2 國の主權の發動たる戰爭と、武力による威嚇又は武力 日本國民は、正義と秩序を基調とする國際平和を誠實に希求し、國權第二章 戰爭の抛棄 跡棄
の 行	
にって	○陸海空軍その他の戰力は、これを保持してはならない。 前項の目的を達するため、 にこれを抛棄する。
國 の	國の交戰權は、これを認めない。
	第三章 國民の權利及び義務
- 條 - 日	日本國民たる要件は、法律でこれを定める。
†⁺ 條	◎ 國民は、すべての基本的人權の享有を妨げられない。

この憲法が國民に保障する基本的人權は、侵すことのでき
ない永久の權利として、現在及び將來の國民に與へられる。
第 <u>十一</u> 條 この憲法が國民に保障する自由及び權利は、國民+=
の不斷の努力によつて、これを保持しなければならない。
又、國民は、これを濫用してはならぬのであつて、常に公
共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。
第 <u>十二</u> 條 すべて國民は、個人として尊重される。生命、自 + =
由及び幸福追求に對する國民の權利については、公共の福
祉に反しない限り、立法その他の國政の上で、最大の尊重
を必要とする。
第 <u>十三</u> 條(すべて國民は、法の下に平等であつて、人種、信)
條、性別社會的身分又は門地により、政治的、經濟的又は
社會的關係において、差別を受けない。
華族その他の貴族の制度は、これを認めない。
榮譽、勳章その他の榮典の授與は、いかなる特權も伴は
ない。榮典の授與は、現にこれを有し、又は將來これを受
ける者の一代に限り、その效力を有する。
第┼四條 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、國 + ☆
民固有の權利である。
すべて公務員は、全體の奉仕者であつて、一部の奉仕者

ではない。

公共團體に、その賠償を求めることができる。 第十七條 何人も、 公務員の不法行爲により、 損害を受けたときは、法律の定めるところにより、國又は

いかなる差別待遇も受けない。

第十八條 信教の自由は、何人に對してもこれを呆章する。第十七條 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。させられない。 第十六條 何人も、いかなる奴隸的拘束も受けない。又、犯 - 3 -

力を行使してはならない。いかなる宗教團體も、國から特權を受け、又は政治上の權十八條 信教の自由は、何人に對してもこれを保障する。二十

ことを強制されない。 何人も、宗教上の行爲、祝典、儀式又は行事に參加する

國及びその機關は、宗教教育その他いかなる宗教的活動

- 4 -

第 <u>二十九</u> 條 何人も、裁判所において裁判を受ける權利を奪 = + =	裁判所の迅速な公開裁判を受ける權利を有する。
はれない。	刑事被告人は、すべての證人に對して審問する機會を充
第 <u>三十</u> 條 何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、 =+=	分に與へられ、又、公費で自己のために強制的手續により
權限を有する司法官憲が發し、且つ理由となつてゐる犯罪	證人を求める權利を有する。
を明示する令状によらなければ、逮捕されない。	刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する辯護人
第 <u>三十一</u> 條(何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに(二十四)	を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼するこ
辯護人に依頼する權利を與へられなければ、抑留又は拘禁	とができないときは、國でこれを附する。
されない。又、何人も、正當な理由がなければ、拘禁され	第 <u>三十五</u> 條 何人も、自己に不利益な供述を強要されない。 = + ^
ず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその辯護	強制、拷問若しくは脅迫 <u>の下での</u> 自白又は不當に長く抑
人の出席する公開の法廷で示されなければならない。	留若しくは拘禁された後の自白は、これを證據とすること
第三十二條 何人も、その住居、書類及び所持品について、	ができない。
侵入、搜索及び押收を受けることのない權利は、第三十條	何人も、自己に不利益な唯一の證據が本人の自白である
の場合を除いては、正當な理由に基いて發せられ、且つ搜	場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。
索する場所及び押收する物を明示する令状がなければ、侵	第 <u>三十六</u> 條 何人も、實行の時に適法であつた行爲又は既に 二十九
されない。	無罪とされた行爲については、刑事上の責任を問はれない。
搜索又は押收は、權限を有する司法官憲が發する各別の	又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれな
令状により、これを行ふ。	ιĵ
第 <u> 十 </u> 條 公務員による拷問及び殘虐な刑罰は、絶對にこ	第四十條(何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、國
れを禁ずる。	にその補償を求めることができる。
第 <u>三十四</u> 條 すべて刑事事件においては、被告人は、公平な = + +	第四章國會

- 5 -

國庫から相當額の歳費を受ける。 第1	第四十五條(兩議院の議員は、法律の定めるところにより、(1)四十九(四十九)。	第四十四條(何人も、同時に兩議院の議員たることはできな四十八(四十八)、一部での一方で開する事項は、法律でこれを定める。	第 <u>四十三</u> 條 選擧區、投票の方法その他兩議院の議員の選擧	第四十二條 參議院議員の任期は、六年とし、三年ごとに議 ・	第 <u>四十一</u> 條 衆議院議員の任期は、四年とする。但し、衆議 (第) ^{四十五}	第四十條(兩議院の議員及びその選擧人の資格は、法律でこ((第1) ^{四十四} (四十四)(四十四)(四十四)(四十四)(四十四)(二)(二)(二)(二)(二)(二)(二)(二)(二)(二)(二)(二)(二)	院は、全國民を代表する選擧された議員で 第	第三十八條 國會は、衆議院及び參議院の兩議院でこれを構 四+= 二	第 <u>三十七</u> 條 國會は、國權の最高機關であつて、國の唯一の 第 <u>1</u> 四十一
第 <u>五十一</u> 條 兩	がない場合に	前項但書の	但し、内閣は衆議院が解	十日以内に、衆議	第 五十四 あれば、内閣 できる。いづ	第 四 五 十 十 二 二 二 二 に に の の の	第四 型 〒 二 十 十 い。 「 七 一 、 、 両	の議院の要求國會の會期中	第 <u>四十六</u> 條 兩

H^{\pm} かの 意 恒 - 以 H^{\pm} の C H^{\pm} H^{\pm} H^{+} なで前集し衆日内 H^{\pm} のき H^{+} H^{\pm} や H^{\pm} いあ項會、議以に條ばる九章 L^{\pm} いた - た	+い議會十 - 院の六
山十二條 兩議院は、各々その議員の選擧又は資格に關す 山十二條 の閣は、國會の常會は、毎年一囘これを召集する。 山十二條 の閣は、その召集を決定しなければならない。 一日以内に、衆議院が解散されたときは、解散の日から四十日 十四 一日以内に、國會の常會は、毎年一囘これを召集する。 山十二條 本議院が解散されたときは、參議院は同時に閉會となる。 こ 本 二十四 一日以内に、國會の常會は、毎年一囘これを召集する。 一日以内に、國會の常會は、毎年一囘これを召集する。 一日以内に、國會を召集しなければならない。 一日以内に、國會を召集しなければならない。 一日以内に、國會を召集しなければならない。 一日以内に、國會を召集しなければならない。 一日以内に、國會を召集しなければならない。 一日以内に、憲議院が解散されたときは、參議院は同時に閉會となる。 二十四 一日以内に、衆議院議員の總選擧を行ひ、その選擧の日から三 一日以内に、衆議院できる。 一日以内に、衆議院は、各々その議員の選擧した がない場合には、その效力を失ふ。	□+ - 四十六條 兩議院の議員は、法律の定める場合を除いては、四十六條 兩議院の議員は、法律の定める場合を除いては、

- 6 -

る爭訟を裁判する。但し、議員の議席を失はせるには、出	の三分の二以上の多數による議決を必要とする。
席議員の三分の二以上の多數による議決を必要とする。	第五十五條 法律案は、この憲法に特別の定のある場合を除 五十九
第五十二條 兩議院は、各々その總議員の三分の一以上の出 五十六	いては、兩議院で可決したとき法律となる。
席がなければ、議事を開き議決することができない。	衆議院で可決し、參議院でこれと異なつた議決をした法
兩議院の議事は、この憲法に特別の定のある場合を除い	律案は、衆議院で出席議員の三分の二以上の多數で再び可
ては、出席議員の過半數でこれを決し、可否同數のときは、	決したときは、法律となる。
議長の決するところによる。	參議院が、衆議院の可決した法律案を受け取つた後、國
第 <u>五十三</u> 條(兩議院の會議は、公開とする。但し、出席議員)	會休會中の期間を除いて六十日以内に、議決しないときは、
の三分の二以上の多數で議決したときは、祕密會を開くこ	衆議院は參議院がその法律案を否決したものとみなすこと
とができる。	ができる。
兩議院は、各々その會議の記録を保存し、祕密會の記録	第五十六條 豫算は、さきに衆議院に提出しなければならな
の中で特に祕密を要すると認められるもの以外は、これを	ι
公表し、且つ一般に頒布しなければならない。	豫算について、參議院で衆議院と異なつた議決をした場
出席議員の五分の一以上の要求があれば、各議員の表決	合に、法律の定めるところにより、兩議院の協議會を開い
は、これを會議録に記載しなければならない。	ても意見が一致しないとき、又は參議院が、衆議院の可決
第五十四條 兩議院は、各々その議長その他の役員を選任す	した豫算を受け取つた後、國會休會中の期間を除いて四十日
S°	以内に、議決しないときは、衆議院の議決を國會の議決と
兩議院は、各々その會議その他の手續及び内部の規律に	する。
關する規則を定め、又、院内の秩序をみだした議員を懲罰	第五十七條 條約の締結に必要な國會の承認については、前
することができる。但し、議員を除名するには、出席議員	條第二項の規定を準用する。

利は、害されない。 でこれを描がなければ、訴追されない。但し、これがため、訴追の權 第七十五條第七十一條 國務大臣は、その在任中、内閣總理大臣の同意 行政機關ダ $tt + m$	總理大臣が連署することを必要とする。法律及び政令には、すべて主任の國務大臣が署名	と。 第一次の一般では、「「「「」」の「「」」の「「」では、「「」」の「「」では、「「」」では、「「」」では、「「」」では、「「」」では、「「」」では、「「」」では、「」」では、「」」では、「」」では、	(任があ な	規 判	四 法律の定める基準に從ひ、官吏に關する事務を掌理す 第七十三條事後に、國會の承認を經ることを必要とする。 ひ、この実	條約を締結すること。但し、事前に、時宜によつては す.外交關係を處理すること。 關は、	務を總理すること。 と行政事務の外、左の事務を行 第七	
でこれを構成し、その○裁判官は、すべて内閣でこれを任七十五條 最高裁判所は、○法律の定める員數の○裁判官++ ヵ その長たる裁判官及び その他の行政機關がこれを行ふことはできない。	の彈劾によらなければ罷免されない。裁判官の懲戒處分は、務を執ることができないと決定された場合を除いては、公	七十四條(裁判官は、裁判により、心身の故障のために職もキュー 下級裁判所に委任することができる。 	い。 檢察官は、最高裁判所の定める規則に從はなければなら	る規	七十三條 最高裁判所は、訴訟に關する手續、辯護士、裁セキャ ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される。	すべて裁判官は、その良心に從ひ獨立してその職權を行關は、終審として裁判を行ふことができない。	特別裁判所は、これを設置することができない。行政機ところにより設置する下級裁判所に屬する。七十二條 すべて司法權は、最高裁判所及び法律の定める	* 第六章 司法

第七十七條 最高裁判所は、終審裁判所である。 第1、八十一 い。	ける。この報酬は、在任中、これを減額することができな(第八)下級裁判所の裁判官は、すべて定期に相當額の報酬を受()同	達した時には退官する。し、再任されることができる。但し、法律の	者の名簿によつて、内閣でこれを任命する。その裁判官は、 第八第七十六條 下級裁判所の裁判官は、最高裁判所の指名した ていい。	ける。この報酬は、在任中、これを減額することができな最高裁判所の裁判官は、すべて定期に相當額の報酬を受ら	最高裁判所の裁判官は、法律の定める年齢に達した時に退官する。 お客 査 に 關する事項は、法律でこれを定める。	とするときは、その裁判官は、罷免される。 い前項の場合において、投票者の多數が裁判官の罷免を可 俗	に付し、その後も同樣とする。	る衆議院議員總選擧の際國民の審査に付し、その後十年を ゑ 最高裁判所の裁判官の任命は、その任命後初めて行はれ に命し、法律の定める年齡に達した時に退官する。
第 八 十 七 し て、 そ	第八八回會の議決	第 <u>八十一</u> 條 には、法律又	第 八 十 四 て、 こ れ を 一 九 條 の - 一 の の - 一 の の - 一 の の - 一 の の - 一 の の の の	∧ らない = 第 亡章	となつてゐ	いでこれを	第七十八條 載	^{ハ°} に 一適合 最高裁判

うう うう うう うう うう うう うちょう うちょう うちょう しょうしょう しょうしん しょうしょう ひょうしょう しょうしょう しょうしょう ひょうしょう しょうしょう しょう	いでこれを行ふことができる。但し、政治犯罪、出版に關俗を害する虞があると決した場合には、對審は、公開しな	 裁判所が、裁判官の全員一致で、公の秩序又は善良の風(七十八條 裁判の對審及び判決は、公開法廷でこれを行ふ。 ** 	。 に適合するかしないかを決定する權限を有する ^{終審裁判所であ} - 最高裁判所は、一切の法律、命令、規則又は處分か憲法
--	--	---	--

第八章 地方自治	ι	も毎年一囘、國の財政状況について報告しなければならな	第八十七條 内閣は、國會及び國民に對し、定期に、少くと	直院の組織及び權限は、法律でこれを定める。	もに、これを國會に提出しなければならない。	がこれを檢査し、内閣は、次の年度に、その檢査報告とと	第八十六條(國の收入支出の決算は、すべて毎年會計檢査院)	出し、又はその利用に供してはならない。	屬しない慈善、教育若しくは博愛の事業に對し、これを支 第	は團體の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に	第 <u>八十五</u> 條 公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しく	はならない。	法律の定める皇室の支出は、豫算に計上して國會の議決を	る。皇室財産から生ずる收益は、すべて國庫の收入とし、	第八十四條 世襲財産以外の皇室の財産は、 すべて國に屬す	4	すべて豫備費の支出については、内閣は、事後に國會の	とができる。	決に基いて豫備費を設け、内閣の責任でこれを支出するこの第	
の過半敷	投票又は	の承認を	以上の焼	第 九 十 二 終	· · · 东第	を制定す	票におい	法律の宣	第 九 ⁺ 十 一 婚	を 制定 す	し、及び	第 九十 件	擧する。	の他の市	地方公	その議事	第 八九: 十+: 九= 修	地方自公	第 八九 十十 八二 修	

附帶決議	この憲法を施行するために必要な法律の制定、參議院議
者が選擧又は任会	過した日から、これを施行する。
の地位を失ふこ	第 <u>九十六</u> 條 この憲法は、公布の日から起算して六箇月を經
をした場合を除	第二年 前則
る地位がこの憲	その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。
員及び裁判官並	第九十五條 天皇又は攝政及び國務大臣、國會議員、裁判官
第百條この憲法	ъ ト ъ 日本國が締結した條約及び確立された國際法規は、これを誠實に遵守することを必要とする。
律の定めるところ	その效力を有しない。
の半數の者の任時	令、詔勅及び國務に關するその他の行爲の全部又は一部は、
第九十九條 この	び條約は、國の最高法規とし、その條規に反する法律、命
の權限を行ふ。	第九十四條この憲法竝びにこれに基いて制定された法律及
いときは、その	ວ
第九十八條この	に對し、侵すことのできない永久の權利として信託された
り、いかなる政治	らの權利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び將來の國民
れを認める。但-	人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これ
にある者につい	第九十三條 この憲法が日本國民に保障する基本的人權は、
第九十七條 この	
ふことができる。	を公布する。
めに必要な準備)	民の名で、この憲法と一體を成すものとして、直ちにこれ
員の選擧及び國会	憲法改正について前項の承認を經たときは、天皇は、國

	者が選擧又は任命されたときは、當然その地位を失ふ。	の地位を失ふことはない。但し、この憲法によつて、後任	をした場合を除いては、この憲法施行のため、當然にはそ	る地位がこの憲法で認められてゐる者は、法律で特別の定	員及び裁判官竝びにその他の公務員で、その地位に相應す	百條 この憲法施行の際現に在職する國務大臣、衆議院議	律の定めるところにより、これを定める。	の半數の者の任期は、これを三年とする。その議員は、法	(九十九條)この憲法による第一期の參議院議員のうち、そ)	の 權限 を 行 ふ。	いときは、その成立するまでの間、衆議院は、國會として	₹ <u>九十八</u> 條 この憲法施行の際、參議院がまだ成立してゐな	り、いかなる政治的權力も有しない。	れを認める。但し、將來、華族その他の貴族たることによ	にある者については、その地位は、その生存中に限り、こ	九十七條 この憲法施行の際現に華族その他の貴族の地位	ふことができる。	めに必要な準備手續は、前項の期日よりも前に、これを行	員の選擧及び國會召集の手續竝びにこの憲法を施行するた
--	---------------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------	---------------------	----------------------------	------------------------------	-------------------------	----------------------------	--------------------------------------	-------------------	----------------------------	----------------------------	----------------------------	----------	----------------------------	----------------------------

期し得なかつたことは、深く遺憾とする。廓さへ明かでないために、憲法の審議に
備をなすべきである。政府は速かに是等諸法典を起案し、國民の與論に問
改正憲法が
し是等の權利の裏附となるべき諸施設たことは時代の要求に即應する適切な
を封てし、當面りた美村長、土會呆章頗る不充分なものがある。政府は速か
に、他面生産の増強を圖り、以て經濟
漏なきを期すべきである。
ニ、參議院は衆議院と均しく國民を代表する選擧せら
る議員を以て組織すとの原則はこれを
ために衆議院と重複する如き機關とな
の存在の意義を沒却するものである。
に留意し、參議院の構成については、
各職域の智識經驗ある者がその議員と

う考慮すべきである。

四、憲法改正案は、基本的人權を尊重して、民主的國家機